

平成31年度税制改正大綱～法人税～

平成31年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、法人税の改正の概要についてお知らせいたします。

<法人課税>

1 研究開発税制の見直し 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う。

●総額型

総額型について、増加インセンティブの強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限が法人税額の40%（現行：25%）に引き上げる。

●高水準型

高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置が講じられた上で、高水準型が総額型に統合する。

●オープンイノベーション型

オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等が対象に追加されるとともに、控除上限が法人税額の10%（現行：5%）に引上げる。

研究開発税制の見直し（案）

研究開発の「質」を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、メリハリをつけた見直しを行う。

- 質の高い研究開発へ支援を強化する観点から、オープンイノベーション型について、対象に民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への一定の委託研究を追加する等とともに、控除上限を引上げ。
- 総額型については、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を引き上げるとともに、増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直す。税額控除率及び控除上限の上乗せ措置について、適用期限を2年延長。
- 高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置を創設し統合。

| 《 現 行 》 | | 《 改 正 案 》 | |
|----------------------|---|--|---|
| 総額型 | 一般試験研究費に係る税額控除 | 総額型 | 試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) |
| 税額控除率 | 試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) | 税額控除率 | 試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) ◆ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記載割合×(試験研究費割合-10%)×0.5を加算※ |
| 控除上限 | 法人税額の25% ◆ 中小法人：10%上乗せ(増加率5%超の場合)※ ◆ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0%～10%上乗せ※ (◆：高水準型との選択) | 控除上限 | 法人税額の25%(研究開発を行う一定のベンチャーは40%) ◆ 中小法人：10%上乗せ(増加率8%超の場合)※ ◆ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0%～10%上乗せ※ |
| 高水準型(30年度末期限) | 平均売上金額の10%超の 試験研究費に係る税額控除 | ※ 平成32年度末までの時限措置 総額型の控除率については、大法人：10%超、中小法人：12%超の部分 | |
| 税額控除率 | (試験研究費割合 - 10%) × 20% | オープンイノベーション型 | 特別試験研究費の内容に応じ、20% or 25% or 30% |
| 控除上限 | 法人税額の10% | 控除上限 | 法人税額の10% (一般試験研究費とは別枠) |
| オープンイノベーション型 | 特別試験研究費に係る税額控除 | 対象範囲 | ・ 国の試験研究機関等、大学との間の共同・委託研究 ・ 民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・ 民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への委託研究のうち一定のもの ・ 一定の特有用医薬品等に関する試験研究 など |
| 税額控除率 | 特別試験研究費の内容に応じ、20% or 30% | | |
| 控除上限 | 法人税額の5% (一般試験研究費とは別枠) | | |
| 対象範囲 | ・ 国の試験研究機関等、大学との間の共同・委託研究 ・ 民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料など | | |

2 中小企業者等の法人税率の特例の延長

●中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されている。

●海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘される中、中小企業・小規模事業者の経営基盤を引き続き強化するため、本税制措置の適用期限を2年間延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

| 対象 | 本則税率 | 軽減税率 | 租特税率 |
|-----------------------|---------------|-------|------|
| 大法人 (資本金1億円超の法人) | 所得区分なし | 23.2% | - |
| 中小法人 (資本金1億円以下の法人) | 年800万円超の所得金額 | 23.2% | - |
| | 年800万円以下の所得金額 | 19% | 15% |

3 中小企業経営強化税制の適用期限の延長等

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。)

4 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）のうち同法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等の取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の 20%の特別償却ができることとする（所得税についても同様とする。）。

(注 1) 上記の「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法の中小企業者であって租税特別措置法第 42 条の 4 第 8 項第 6 号の中小企業者その他これに準ずる法人に該当するものをいう。

(注 2) 上記の「特定事業継続力強化設備等」とは、中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等（仮称）として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画（仮称）に記載された機械装置、器具備品及び建物附属設備のうち、一定の規模以上のものをいう。

(注 3) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう。

- ① 機械装置 1 台又は 1 基の取得価額が 100 万円以上のもの
- ② 器具備品 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のもの
- ③ 建物附属設備 一の取得価額が 60 万円以上のもの

5 みなし大企業の範囲の見直し

法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置等におけるみなし大企業の範囲について、次の見直しを行う。

① 中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却制度及び上記 4 の制度について、次のとおり、事業承継ファンドを通じて株式を保有されている場合の措置を講ずる。中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者について、中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却制度及び上記 4 の制度のみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をした独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する株式を除外す

② みなし大企業の判定において、大規模法人に次の法人を加えるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資からその有する自己の株式又は出資を除外する。

イ 大法人の 100%子法人

ロ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

(注) 上記の「大法人」とは、資本金の額若しくは出資金の額が 5 億円以上である法人、相互会社若しくは外国相互会社（常時使用従業員数が 1,000 人超のものに限る。）又は受託法人をいう。

6 地方法人課税における新たな偏在是正措置

(1) 法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率の改正

法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

① 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1 億円超の普通法人の所得割の標準税率

| | 現行 | 改正案 |
|------------------------|------|------|
| 年 400 万円以下の所得 | 1.9% | 0.4% |
| 年 400 万円超年 800 万円以下の所得 | 2.7% | 0.7% |
| 年 800 万円超の所得 | 3.6% | 1% |

② 資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

| | 現行 | 改正案 |
|------------------------|------|------|
| 年 400 万円以下の所得 | 5% | 3.5% |
| 年 400 万円超年 800 万円以下の所得 | 7.3% | 5.3% |
| 年 800 万円超の所得 | 9.6% | 7% |

③ 特別法人の所得割の標準税率

| | 現行 | 改正案 |
|-----------------------|------|-------|
| 年 400 万円以下の所得 | 5% | 3.5% |
| 年 400 万円超の所得 | 6.6% | 4.9% |
| (特定の協同組合等の年 10 億円超の所得 | 7.9% | 5.7%) |

④ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

| | 現行 | 改正案 |
|--------------------------------------|------|-----|
| 電気供給業、ガス供給業及び保険業 を行う法人の収入金額に対する税率 | 1.3% | 1% |

(注 1) 資本金 1 億円超の普通法人の所得割の制限税率について、標準税率の 1.7 倍（現行：1.2 倍）に引き上げる措置を講ずる。

(注 2) 3 以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金 1,000 万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

(注 3) 上記の「現行」とは、平成 31 年 10 月以降に適用することとされている税率に関する規定である。

(2) 特別法人事業税（仮称）の創設

① 特別法人事業税（仮称）の基本的な仕組み

イ 納税義務者等

特別法人事業税（仮称）は、法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税とする。

ロ 課税標準

法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。）

ハ 税率

- | | |
|---|-------|
| (イ) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 | 260% |
| (ロ) 所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額に対する税率 | 37% |
| (ハ) 所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額に対する税率 | 34.5% |
| (ニ) 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率 | 30% |

二 申告納付

特別法人事業税（仮称）の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとする。

ホ 賦課徴収

特別法人事業税（仮称）の賦課徴収は、都道府県において、法人事業税と併せて行うものとする。

ヘ 国への払込み

都道府県は、特別法人事業税（仮称）として納付された額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むものとする。

② 適用期日

特別法人事業税（仮称）は、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

(3) 特別法人事業譲与税（仮称）の創設

特別法人事業税（仮称）の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する特別法人事業譲与税（仮称）を創設する。

特別法人事業譲与税（仮称）の譲与の基準は以下のとおりとし、平成 32 年度から譲与する。

① 特別法人事業税（仮称）の収入額を人口で按分した額を各都道府県への譲与額とする。

② 当該年度の普通交付税の財源超過団体に対しては、①による譲与額から当該譲与額の 75%に相当する額（当該額が当該財源超過団体の財源超過額（①に基づく譲与が行われたとした場合の財源超過額とする。）を超える場合には、当該財源超過額）を控除した額を譲与する。

③ 当該年度の普通交付税の財源超過団体以外の都道府県に対しては、②で控除した額をこれらの都道府県の人口で按分した額を①の譲与額に加算した額を譲与する。

④ ②の財源超過額は、東京都においては、特別区との合算額を用いる。

(4) その他

① 特別法人事業税（仮称）の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないよう、交付率を 100 分の 7.7（現行：100 分の 5.4）に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。

（注）上記の「現行」とは、平成 31 年 10 月以降に適用することとされている交付率に関する規定である。

② 平成 32 年 2 月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を特別法人事業譲与税（仮称）の原資に加える等の所要の措置を講ずる。

③ 特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）については、施行後適当な時期において、施行後の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

④ 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、法人事業税の標準税率の引下げ並びに特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講ずる。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

7 仮想通貨に関する法人税の課税関係の整備

法人税における仮想通貨の評価方法等について、次のとおり時価法を導入する等の措置を講ずる。

① 法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上する。

② 法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上する。

③ 仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とする。

④ 法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上する。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、上記①及び④を適用しないことができる経過措置を講ずる。